

答 申 第 6 号
平成 2 9 年 7 月 2 4 日

常陸太田市長 大久保太一 様

常陸太田市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 根 本 洋 治

常陸太田市情報公開条例第 1 8 条に基づく諮問について（答申）

平成 2 9 年 6 月 2 3 日付太税発第 1 1 0 号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「●●●町●●●番地の土地の実地調査を実施した期日、実施した職員名を証明する書面。平成 2 1 年以後のもの。」の非公開決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

常陸太田市長が、「●●●町●●●番地の土地の実地調査を実施した期日、実施した職員名を証明する書面。平成21年以後のもの。」について、非公開とした決定については、平成21年以降に実施した実地調査に係る文書を、改めて公開決定等をすべきである。

2 審査請求の趣旨

(1) 平成29年5月18日、審査請求人（以下「請求人」という。）は、常陸太田市長（以下「実施機関」という。）に対し常陸太田市情報公開条例（以下「本条例」という。）第6条の規定により、「●●●町●●●番地の土地の実地調査を実施した期日、実施した職員名を証明する書面。平成21年以後のもの。」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 平成29年5月31日、実施機関は、本件請求に対して、本件請求文書は存在しないとして、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、請求人に通知した。

(3) 平成29年6月12日、請求人は、本件処分を不服として、実施機関に対して、本件処分の取り消しを求める審査請求を行った。

(4) 審査請求の理由は、以下のとおりである。

本件、非公開決定通知書では、文書公開の理由として、文書が不存在のためとしているが、その理由を示していない。凡そ法律が要求する行政行為を実行したにもかかわらず、処分庁がその日時、実施した職員名等の記録を作成、保存しないことは、あり得ないことである。●●●町●●●番地にがけ地（法面）状態の面積があることは、現地を目視しただけでも、一目瞭然である。この状況は、過去50年以上継続している。そもそも、地方税法408条による実地調査は、少なくとも毎年1回、実施されるべきものであり、その際は、納税者

とともにすることが努力義務とされている（地方税法403条第2項）。審査請求人に対し、過去、実地調査に係る通知が届いた事実はない。こうした状況から推察するに、実地調査自体が、過去行われなかった可能性が大きい。結論としては、平成21年度以後これまでも、それ以前と同様、実地調査が一度も行われてこなかったことが、文書不存在の理由というべきと思料する。また、この通知書には、平成28年度に実施された実地調査に係る記載がない。この通知書の作成期日は、平成29年5月31日とされているが、実際には、公開請求日後15日以内の期限内に発送されたものではない。よって、本件処分に係る事項について調査を求める。

3 実施機関の非公開決定の理由

土地の実地調査の記録は、実地調査の結果に基づいて何らかの異動処理をした時のみ、土地課税（補充）台帳の異動事由及び参考事項欄に記すこととしている。●●●町●●●番地についての土地課税（補充）台帳には、平成28年度に実施した実地調査の記録はあるが、すでに審査請求人に公開済みであり、それ以外の文書で何かあればと確認している中での本件請求であることから、その他の実地調査の記録がないため、当該文書は不存在である。

4 審査会の判断

（1）本件請求文書の不存在について

審査請求人は、自身の所有する土地の平成21年以後の実地調査記録を求めているが、実施機関では、実地調査の結果に基づいて何らかの異動処理をした時のみ、土地課税（補充）台帳の異動事由及び参考事項欄に記すこととしている。この土地課税（補充）台帳には、平成21年以後の異動処理の記載部分として、平成28年に実施した実地調査の記載がある。実施機関は、該当の部分については、すでに審査請求人に公開しており、それ以外の文書を公開請求されたものとの主張であった。審査請求人が、情報公開請求書を提出する時点で、この平成28年の実地調査の部分を含めて請求していたものなのかを、審査会から確認をしたところ、平成28年の実地調査分も含めて公開請求したものと

の回答を得た。

このことにより、審査請求人は平成 21 年以後の全ての実地調査記録を求めたものであり、平成 28 年に実施された実地調査記録についても請求の対象文書となっていたと言える。

よって、該当部分について、改めて公開決定等をすべきであると判断する。

(2) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

《参考》 審査会の経過

年 月 日	経 過
平成 2 9 年 6 月 2 3 日	・ 実施機関から諮問書を受理
平成 2 9 年 6 月 2 9 日	・ 審議
平成 2 9 年 6 月 3 0 日	・ 審査会から審査請求人へ確認書送付
平成 2 9 年 7 月 4 日	・ 審査請求人から回答書を受理
平成 2 9 年 7 月 1 1 日	・ 審議